

企業向け 施設外就労のすすめ



令和3年(2021年)3月

「共同受注窓口による情報提供体制構築等業務」(山口県委託)
企業就労ワーキンググループ

はじめに



生産活動に取り組む企業等では、「労働力の確保」や「経費の削減」など、様々な課題があるのではないのでしょうか。

企業の皆様は、こうした課題を解決するため、業務の一部を、企業外の人材や企業等に任せる「業務委託」などの手法を取り入れることにより、注力したいコア業務に集中できる職場環境の整備に取り組まれていると思います。

この冊子（マニュアル）でご紹介する「施設外就労」とは、企業と障害者施設が業務に関する「委託契約」を結び、企業の工場内などで、障害者施設を利用する障害のある人が、施設職員の支援を受けながら受託した業務に従事するものです。

企業にとっては、障害者施設へ業務を委託することにより、労働力不足の解消や生産性の向上が見込まれます。また、将来的な障害者雇用をお考えの企業にとっては、雇用に向けた企業内の整備が進むという点でも今注目されている仕組みです。



目次



■ はじめに	・・・ P 1
■ 目次	・・・ P 2
■ あらゆる業種の悩み障害者施設で解決できます！	・・・ P 3
■ 山口県にはたくさんの眠っている力があります！	・・・ P 4
■ 実は・・・施設外就労という選択肢もあります	・・・ P 5
■ 施設外就労の基本的な流れ	・・・ P 6
■ 施設外就労の導入による企業のメリット	・・・ P 7
■ 気になること…	・・・ P 8
■ 施設外就労Q&A	・・・ P 9
■ 共同受発注窓口による情報提供体制等構築業務 企業就労ワーキンググループ名簿	・・・ P15
■ 特定非営利活動法人山口県社会就労事業振興センターとは	・・・ P16



あらゆる業種の悩み 障害者施設で解決できます！



部品の組立作業がたくさんあってパンクしている..



コストダウンを図りたい..



草刈りできないかなあ..

玄関の剪定をお願いしたいなあ..

山口県にはたくさんの 眠っている力があります！

清掃業

産廃業

製造業

県内141の障害者施設
で様々な仕事に取り
組む障害者がいます

飲食業

サービス業

農業

他にもたくさんの
作業をしています！

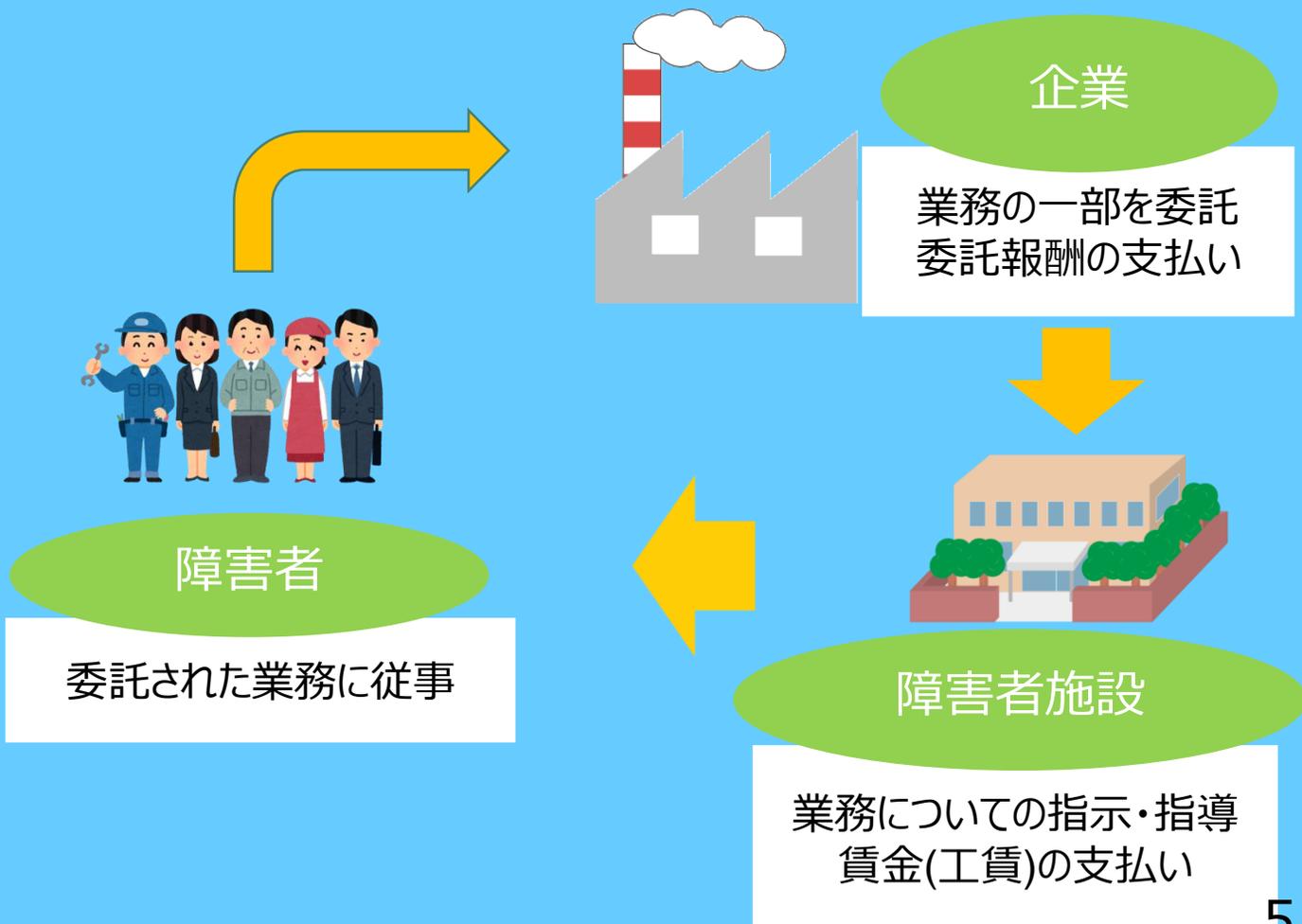


詳しくは「山口県障害福祉サービス事業所
GUIDEBOOK 2018」をご覧ください

実は・・・「施設外就労」という選択肢もあります

「施設外就労」とは

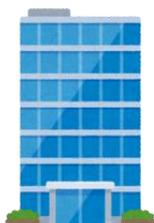
- ・業務の一部を障害者施設に委託する形態です。
契約は障害者施設と行います。
- ・障害者が、企業内で、委託された業務に従事します。
(例：部品の組立て、検品、仕分け、梱包、清掃等)
- ・障害者への指示や指導は、障害者施設の職員が行います。



施設外就労の基本的な流れ

会社（委託者）

福祉施設（受託者）



仕事内容の
提案

1週間程度



作業人員・
工程の検討

仕様（委託業務内容）検討

作業規模
検討

1週間程度



受託報酬価格
提示

委託契約の締結

委託契約に伴う
取引基本契約の締結・口座開設

正式見積依頼

2週間程度



価格交渉

合意・承認

委託業務開始

（必要に応じて試用期間を設けることも可能）



施設外就労の導入による 企業のメリット

アウトソーシングによる業務量の削減が期待できる

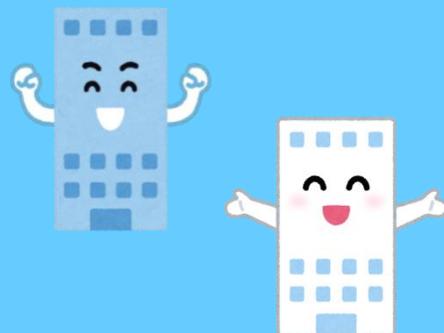
企業外の労働力を活用できる

作業内容を習得した施設職員が障害者を直接指導するので、業務を円滑に委託できる

実際に働いている姿を見られるので、仕事量や品質を確認できる

同じ職場で働き、障害者が一生懸命働く姿を見て、社員の障害への理解が広がる

将来的な障害者雇用に向けたノウハウを蓄積できる



人件費等の
経費削減！

品質維持や
向上も期待！

企業内の障害
理解が進む！

気になること…

品質は守れるのかな

納期厳守なんだけど
大丈夫かな？

単価はどのくらい？



ちょっと
質問！

施設外就労Q & A

Q1 障害者が一人で仕事をするのですか？

A1 施設職員と障害者がチームを組んで業務を行います。
状況により、職員・障害者ともに増員できます。

Q2 契約の形態はどうなりますか？

A2 施設との委託契約もしくは業務委託契約となります。
(障害者との雇用契約ではありません。)
企業と施設との間で、契約書を交わします。

Q3 就業場所までの交通手段や経費はどうなりますか？

A3 施設が送迎し、その経費も施設負担です。

Q4 業務中のけがなどへの対応はどうなりますか？

A4 基本的には施設が加入する保険で対応することになりますので企業の負担はありません。

施設外就労Q & A

Q5 施設外就労のために別に仕事を用意しないといけませんか？

A5 特別に仕事を作る必要はありません。
委託された仕事に適応していきます。

Q6 施設外就労は障害者の法定雇用率に反映されますか？

A6 雇用率には反映されません。

Q7 施設利用者にはどのような障害がありますか？

A7 主に、身体障害・知的障害・精神障害・発達・高次脳機能障害です。

Q8 障害者雇用されている人との違いは何ですか？

A8 就労継続支援A型・B型を利用されている方は「雇用が困難な方」、「退職された方」が対象となりますので、基本的には支援が必要な方となります。

施設外就労Q & A

Q9 障害者が担うのは業務のどの部分ですか？

A9 「P→D→C→A」サイクルのDの部分障害者が実施し、P・C・Aは職員が行います。

Q10 品質は保てますか？

A10 A9の要領で実施しますので、品質に問題はありません。

Q11 人員の確保は大丈夫ですか？

A11 障害者・職員が複数で仕事を行います。また代替え者に対する指導も随時行っていきます。

Q12 納期は守れますか？

A12 各事業所の能力に応じた仕事であれば厳守します。仕事に慣れるほど、その能力は格段に向上します。

施設外就労Q & A

Q13 どれくらいの時間働けますか？

A13 特に規定はありませんが、施設の営業時間に準じ、概ね4～6時間程度となります。
(柔軟に対応させていただきます。)

Q14 休日出勤は可能ですか？

A14 契約の形態が委託契約となりますので、休日出勤という概念は当てはまりません。契約先の企業が休日というだけですので対応可能です。(応相談)

Q15 仕事はどうやって覚えてもらうのですか？

A15 企業側の社員の方から職員が指導・教育を受け、その業務を障害者の特性などに応じて指示していきます。基本的には企業が直接、障害者を指導することはありません。

施設外就労Q&A

Q16 ジョブコーチ（職場適用援助者）や障害者就業・生活支援センターは入ってきますか？

A16 その対象ではありませんが、施設職員がその役割を担っています。

Q17 働く場所や空間を用意した方が良いですか？

A17 特に必要ございません。企業から指定された場所で結構です。

Q18 委託に対する対価はどのように設定したら良いですか？

A18 時間給・出来高・単価設定など仕事内容に応じて交渉させていただきます。（相場に関してはお問合せ下さい。）

Q19 作業着などの準備は必要ですか？

A19 作業着などは、指定されたものを施設で準備します。

施設外就労Q & A

Q20 昼食はどうされますか？

A20 施設で準備もしくは企業の社員食堂を使用させていただきます。

費用は施設又は障害者個人が負担します。

Q21 施設外就労をされている方の雇用は可能ですか？

A21 可能です。

職場実習やトライアル雇用等の制度も活用しながら適性などを見ていくことができます。

Q22 施設外就労の導入には、どういう手続きが必要ですか？

A22 企業側と施設側が仕事内容・報酬・時間帯等で合意すれば、施設外就労の委託契約後にスタートします。
(概ね1ヶ月程度の期間を要します。)

共同受注窓口による情報提供体制構築業務 企業就労ワーキンググループ

敬称略

グループリーダー
社会福祉法人下関市民生事業助成会
なごみの里ワークセンター 施設長 中村 直樹

THK株式会社山口工場 副課長 吉永 俊介

芦森工業山口株式会社 取締役
総務課次長 鬼武 朗

有限会社リベルタス興産 障がい者雇用コンサルタント
梅田 晶子 田中 真美

みなくるはうす下松 施設長 徳本 武司

社会福祉法人 扶老会 ハイツふなき
主任 藤永 道雄

山口県社会就労事業振興センター
事務局

障害のある方が、住み慣れた地域で働き、自立した生活ができるよう、障害者福祉の増進を目的に活動しています。

主な活動内容

- 共同受発注の推進
障害者施設に対する、企業・官公庁からの業務の発注に関する相談、調整
- 障害者による就労活動の普及啓発
障害者施設が生産した製品の販売会の開催やホームページ等を通じた情報提供



**お
問
合
せ
先**

特定非営利活動法人
山口県社会就労事業振興センター
〒753-0072
山口県山口市大手町9番6号

TEL : 083-933-1522
FAX : 083-933-1533

**発
行
者**

山口県健康福祉部
障害者支援課 社会参加推進班
〒753-8501
山口県山口市滝町1番1号

TEL : 083-933-2763
FAX : 083-933-2779